

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年3月18日（平成27年（行情）諮問第137号）

答申日：平成29年7月28日（平成29年度（行情）答申第161号）

事件名：「ハイチ国際緊急医療援助隊に係る教訓について（報告）」等の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『教訓業務実施要領について（通達）』（陸幕情研第29号 22. 3. 2）に基づき、『陸上自衛隊の教訓』として取り扱われているものの全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる28文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であり、また、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は不開示とすることが妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年11月28日付け防官文第17473号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで国の解釈に従って、改めて本件対象文書の特定を行うべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「『教訓業務実施要領について（通達）』（陸幕情研第29号 22. 3. 2）に基づき、『陸上自衛隊の教訓』（4頁）とし

て取り扱われているものの全て。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり，これに該当する行政文書として，本件対象文書に文書1の1枚目ないし3枚目，文書7の1枚目及び2枚目，文書14の1枚目及び2枚目並びに文書21の1枚目ないし3枚目を加えたものを特定した。

本件開示請求については，法11条を適用し，まず，平成26年4月25日付け防官文第6101号により，文書1の1枚目ないし3枚目，文書7の1枚目及び2枚目，文書14の1枚目及び2枚目並びに文書21の1枚目ないし3枚目について開示決定を行った後，同年11月28日付け防官文第17473号により，本件対象文書について，法5条1号，3号及び6号の不開示情報に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

2 法5条該当性について

原処分において，不開示とした部分及び理由は別表のとおりであり，法5条1号に該当する部分については，特定の個人を識別することができることから，同条3号に該当する部分については，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあること，又は我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることから，同条6号に該当する部分については，業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示とした（なお，別表のうち，括弧内は補充理由説明書にて追加）。

3 本件対象文書について

本件対象文書は，陸上自衛隊研究本部から陸上幕僚監部防衛部情報通信・研究課に宛てた模写電報（いわゆるFAX）である。

4 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は，「記録された内容を精査し，支障が生じない部分については開示すべきである。」として，原処分の取消しを求めるが，本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果，その一部が別表のとおり同条1号，3号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり，その他の部分については開示している。

(2) 異議申立人は，「国の解釈によると，「行政文書」とは，「開示請求時点において，『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。」として，本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求めるが，上記3のとおり，本件対象文書は模写電報であることから電磁的記録は保有していない。

(3) 以上のことから，異議申立人の主張にはいずれも理由がなく，原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成27年3月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月6日 審議
- ④ 平成29年7月7日 委員の交代に伴う所要の手続の実施，本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月10日 審議
- ⑥ 同日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「教訓業務実施要領について（通達）」（陸幕情研第29号 22.3.2）に基づき，陸上自衛隊研究本部（以下「研究本部」という。）から陸上幕僚監部に対して主に模写電報（いわゆるFAX）の形で報告された教訓資料である。

異議申立人は，原処分取消し及び本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており，諮問庁は，本件対象文書の一部が法5条1号，3号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果に基づき，本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，次のとおりであった。

ア 本件対象文書は，文書13，文書18，文書24及び文書27のそれぞれの別冊を除き，研究本部から陸上幕僚監部に対して模写電報により報告された文書であり，文書1ないし文書10については陸上幕僚監部側で保有しているもの，文書11ないし文書28については研究本部側で保有しているものを特定したものである。いずれの文書も紙媒体しか保有していない。

なお，模写電報とは，自衛隊専用の通信回線を利用した通信手段の一つであり，ファクシミリの一方法である。

イ 文書13の別冊については，模写電報で報告するには枚数が大量であったことから紙媒体で別送された。

ウ 文書18，文書24及び文書27のそれぞれの別冊についても，国の安全に係る秘匿性の高い内容が記載されていることから，関係職員以外に知らせてはならないものとして，秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）16条1項に基づき，秘に指定され，紙媒体で別送された。

エ 本件対象文書の原稿については，研究本部の担当者がパソコンを使

用して電磁的記録として作成しているが、紙媒体に印刷して陸上幕僚監部に報告した後は当該電磁的記録を廃棄しており、本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

オ 本件異議申立てを受け、确实を期すために陸上幕僚監部の担当部局及び研究本部において書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の電磁的記録は確認できなかった。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書には、手書きの部分やスタンプ等があり、いずれも紙媒体の文書であると認められ、本件対象文書の電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 当審査会において確認したところ、本件対象文書においてマスキングされている部分の一部(文書5の31頁、文書9の10頁及び11頁並びに文書18の53頁)について、行政文書開示決定通知書では不開示とした部分として明示されていないことが認められた。

その理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、行政文書開示決定通知書の「不開示とした部分」への記載漏れとのことであった。

しかしながら、原処分については、行政文書開示決定通知書に表示されたとおりの内容で行われたと解すべきであり、上記部分は、原処分(行政文書開示決定通知書)において開示された部分と認められるから、本件異議申立ての対象外と解されるので、当審査会では、上記部分の不開示情報該当性についての判断は行わない。

(2) 以上を前提として、以下、検討する。

ア 個人に関する情報

別表の番号1欄に掲げる不開示部分には、民間人の氏名等が記載されている。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 自衛隊の運用に関する情報

別表の番号2欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の運用に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び運用要領が推察され、悪意を有する相手方がその対抗措置を講ずることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書の不開示部分のうち、文書18の別冊の45頁については、原処分で不開示としたが、開示実施していることから不開示を撤回するとのことであるので、これについては判断しない。

ウ 自衛隊の組織及び編成に関する情報

別表の番号3欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の組織及び編成に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢等が推察され、悪意を有する相手方をして、その弱点をつくことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 自衛隊の警備に関する情報

別表の番号4欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の海外派遣時における警備に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の警備態勢等が推察され、悪意を有する相手方がその弱点をついた行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 自衛隊の指揮系統・通信システムに関する情報

別表の番号5欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の指揮系統・通信システムに関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、部隊の指揮統制要領が推察され、自衛隊の行動を妨害しようとする相手方をして、その裏をかいた行動を採ることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが

妥当である。

カ 自衛隊の情報業務に関する情報

別表の番号6欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の情報業務に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心及び情報収集態勢が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

キ 自衛隊の教育訓練に関する情報

別表の番号7欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の教育訓練に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の能力及び練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ク 自衛隊の装備品に関する情報

別表の番号8欄に掲げる不開示部分には、装備品に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の能力が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その弱点をつくことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ケ 自衛隊の施設に関する情報

別表の番号9欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の施設に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の施設の警備上の弱点等が推察され、敵意を有する相手方をして、その弱点をついた行動を採ることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 付言

原処分において、本件対象文書の一部の頁については、複数の不開示理由が提示されているが、これらの頁の不開示部分のうちいずれの部分もそれぞれの不開示理由に該当するのかが特定されておらず、各不開示理由と不開示とされた部分との対応関係が不明であり、求められる理由の提示として十分とはいえない。

行政手続法8条の趣旨を踏まえると、特定の行政文書について不開示理由が複数ある場合には、当該行政文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がいずれの部分もそれぞれの不開示理由に対応しているのかが当然知り得るような場合を除き、いずれの部分もそれぞれの不開示理由に該当するのかが特定されなければならない。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条の趣旨に照らし、適切さを欠くものといわざるを得ず、処分庁は、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、また、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

- 文書 1 ハイチ国際緊急医療援助隊に係る教訓について（報告）（研本教第2号電。22. 8. 6）（1枚目ないし3枚目を除く。）
- 文書 2 「ハイチ派遣国際救援隊（第1次要員）に関する教訓」について（報告）（研本教第3号電。22. 8. 6）
- 文書 3 「派遣対処行動航空隊（第1次要員～第3次要員）に関する教訓」について（報告）（研本教第4号電。22. 8. 6）
- 文書 4 「派遣海賊対処行動航空隊（第4次要員）に係る教訓」について（報告）（研本教第1号電。23. 1. 18）
- 文書 5 ハイチ派遣国際救援隊（第2次要員）に係る教訓について（報告）（研本教第2号電。23. 1. 18）
- 文書 6 「APEC首脳会議支援実施に係る教訓」について（報告）（研本教第7号電。23. 3. 22）
- 文書 7 「平成22年度日米共同方面隊指揮所演習（YS-59）に係る教訓」について（報告）（研本教第12号電。23. 7. 8）（1枚目及び2枚目を除く。）
- 文書 8 「派遣海賊対処行動航空隊（第5・6次要員）に係る教訓」について（報告）（研本教第14号電。23. 9. 22）
- 文書 9 ハイチ派遣国際救援隊（第3次要員）に係る教訓について（報告）（研本教第16号電。23. 10. 7）
- 文書 10 「東日本大震災災害派遣教訓要報」について（報告）（研本教第17号電。23. 10. 24）
- 文書 11 ハイチ派遣国際救援隊（第4次要員）に係る教訓について（報告）（研本教第22号電。23. 12. 21）
- 文書 12 「派遣海賊対処行動航空隊（第7次要員）に係る教訓」について（報告）（研本教第24号電。23. 12. 21）
- 文書 13 「東日本大震災災害派遣教訓詳報」について（報告）（研本教第2号電。24. 3. 27）
- 文書 14 「派遣海賊対処行動航空隊（第8次要員）に係る教訓」について（報告）（研本教第7号電。24. 5. 31）（1枚目及び2枚目を除く。）
- 文書 15 「平成23年度日米共同方面隊指揮所演習（YS-61）教訓詳報」について（報告）（研本教第13号電。24. 8. 2）
- 文書 16 「ハイチ派遣国際救援隊（第5次要員）に係る教訓」について（報告）（研本教第20号電。24. 10. 5）
- 文書 17 「派遣海賊対処行動航空隊（第9次要員）に係る教訓」について（報告）（研本教第21号電。24. 10. 5）

- 文書18 2012年4月の弾道ミサイル等に対する破壊措置等に関する教訓
について（報告）（研本教第22号。24.10.16）
- 文書19 「南スーダン派遣施設隊等及び南スーダン現地支援調整所（第1次
要員）に係る教訓」について（報告）（研本教第25号電。24.
11.2）
- 文書20 「ハイチ派遣国際救援隊（第6次要員）に係る教訓」について（報
告）（研本教第4号電。25.2.28）
- 文書21 「南スーダン派遣施設隊等及び南スーダン現地支援調整所（第2次
要員）に係る教訓」について（報告）（研本教第12号電。25.
4.26）（1枚目ないし3枚目を除く。）
- 文書22 「派遣海賊対処行動航空隊（第10次要員）に係る教訓」について
（報告）（研本教第14号電。24.5.24）
- 文書23 「平成24年度日米共同方面隊指揮所演習（YS-63）に係る教
訓詳報」について（報告）（研本教第18号電。25.6.12）
- 文書24 2012年12月の弾道ミサイル等に対する破壊措置等に関する教
訓詳報について（報告）（研本教第19号。25.6.12）
- 文書25 「ハイチ派遣国際救援隊教訓詳報」について（報告）（研本研第9
1号電。25.10.7）
- 文書26 「南スーダン派遣施設隊等（第3次要員）に係る教訓」について
（報告）（研本研第111号電。25.12.6）
- 文書27 ***に関する教訓詳報について（報告）（研本研第14号電。2
6.2.21）
- 文書28 「ゴラン高原派遣輸送隊の撤収に係る教訓詳報」について（報告）
（研本研第38号電。26.3.28）

別表

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書14	3頁（11月30日の内容欄）の一部	個人に関する情報である。
2	文書1	4頁，9頁（1月27日現地時間0730及び0745の内容欄），10頁，18頁，19頁，23頁，25頁，26頁，28頁，29頁，38頁ないし41頁，43頁，45頁，47頁，51頁，52頁，73頁及び77頁の一部	自衛隊の行動及び運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の能力及び運用要領が推察される。
	文書3	7頁，10頁ないし12頁及び16頁ないし18頁の一部	
	文書4	6頁の一部	
	文書6	4頁ないし6頁及び9頁の一部	
	文書8	3頁（番号4欄に掲げる部分を除く。），5頁（番号4欄に掲げる部分を除く。）及び13頁の一部	
	文書9	4頁（番号4欄に掲げる部分を除く。），5頁及び12頁の一部	
	文書10	4頁，11頁，36頁及び53頁ないし55頁の一部	
	文書11	3頁（番号4欄に掲げる部分を除く。）及び5頁の一部	
	文書12	3頁，9頁及び10頁の一部	
	文書13 別冊第2 -1（1）	26枚目ないし28枚目（番号5欄に掲げる部分を除く。），41枚目，62枚目，65枚目，76枚	

		目, 8 1 枚目, 9 4 枚目, 9 5 枚目, 1 4 4 枚目, 1 4 6 枚目, 1 5 7 枚目, 1 7 1 枚目, 1 7 4 枚目及び 2 2 0 枚目の一部
文書 1 3 別冊第 2 - 1 (2)		1 2 枚目, 1 5 枚目, 6 1 枚目, 8 3 枚目, 1 1 1 枚目, 1 2 1 枚目, 1 3 5 枚目, 1 4 5 枚目, 1 5 7 枚目, 1 5 8 枚目及び 1 6 0 枚目の一部
文書 1 3 別冊第 2 - 1 (3)		3 9 枚目, 4 0 枚目, 4 2 枚目及び 1 4 1 枚目の一部
文書 1 3 別冊第 2 - 1 (4)		7 枚目及び 8 枚目の一部
文書 1 3 別冊第 2 - 2		1 5 枚目, 2 7 枚目及び 4 9 枚目の一部
文書 1 3 別冊第 3		1 5 枚目, 1 7 枚目ないし 2 1 枚目, 3 8 枚目ないし 4 3 枚目, 4 5 枚目, 4 7 枚目ないし 5 2 枚目, 7 0 枚目及び 1 0 1 枚目の一部
文書 1 4		3 頁 (番号 1 欄, 4 欄及び 7 欄に掲げる部分を除く。) 及び 5 頁の一部
文書 1 6		3 頁 (番号 7 欄に掲げる部分を除く。) 及び 4 頁の一部
文書 1 8		別冊の 3 頁, 4 頁 (「 状況等 」 の内容欄を除く。) ないし 1 3 頁, 1 5 頁, 1 6 頁, 2 6 頁, 2 7 頁, 3 1

		頁ないし33頁, 37頁ないし40頁, 43頁ないし48頁及び56頁ないし59頁の一部
文書19		3頁(番号4欄及び7欄に掲げる部分を除く。), 4頁(番号4欄に掲げる部分を除く。), 6頁, 7頁, 12頁ないし14頁, 16頁ないし25頁, 29頁, 30頁, 32頁, 36頁ないし39頁及び44頁の一部
文書20		3頁, 4頁, 11頁, 13頁及び14頁の一部
文書21		5頁及び6頁の一部
文書23		6頁ないし10頁, 12頁ないし28頁, 36頁, 38頁ないし40頁, 42頁ないし97頁, 102頁, 104頁, 105頁, 107頁ないし111頁及び113頁ないし117頁の一部
文書24		5頁ないし17頁, 27頁ないし30頁, 33頁(番号5欄に掲げる部分を除く。), 44頁, 47頁ないし49頁及び53頁の一部
文書25		37頁ないし39頁, 139頁, 176頁, 190頁, 192頁, 193頁(番号4欄及び番号7欄に掲げる部分を除く。), 195頁, 196頁, 198頁(番号4欄に掲げる部分

	を除く。), 199頁及び202頁の一部		
文書27	1頁, 3頁ないし15頁, 16頁ないし19頁(番号5欄に掲げる部分を除く。)及び20頁ないし36頁の一部		
文書28	14頁, 19頁, 27頁, 29頁及び30頁の一部		
文書6	8頁の一部	自衛隊の行動及び運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の能力及び運用要領が推察されるとともに, 米軍の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 米軍の運用要領が推察される。	
文書7	5頁ないし23頁の一部		
文書13 別冊第1	6枚目, 7枚目, 12枚目, 13枚目及び35枚目の一部		
文書13 別冊第2 -1(1)	206枚目の一部		
文書13 別冊第3	57枚目及び58枚目の一部		
文書15	6頁ないし37頁, 39頁ないし42頁及び44頁ないし46頁の一部		
文書17	3頁(番号4欄に掲げる部分を除く。)の一部		
文書18	別冊の14頁の一部		
文書13 別冊第2 -1(2)	105枚目, 107枚目及び144枚目の一部		自衛隊の燃料等の貯蓄量に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の能力及び運用要領が推察される。
文書18	別冊の4頁(「状況等」の内容欄)の一部		武器使用権限に関する情報であり, これを公にすることにより, 防衛省・自衛隊の運用要領が推察される。

		別冊の 28 頁及び 29 頁の一部	PAC-3 配備に係る部外関係機関との調整に関する情報であり、これを公にすることにより、今後同種の業務に対する協力が得られなくなるなど、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、防衛省・自衛隊の運用要領が推察される。
3	文書 1	7 頁及び 9 頁（番号 2 欄に掲げる部分を除く。）の一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察される。
	文書 5	24 頁の一部	
	文書 8	16 頁（「提言」の内容欄）及び 17 頁の一部	
	文書 13 別冊第 2 - 2	53 枚目的一部分	
	文書 13 別冊第 3	77 枚目及び 86 枚目的一部分	
	文書 18	別冊の 17 頁及び 30 頁の一部	
	文書 19	34 頁の一部	
	文書 25	16 頁及び 17 頁の一部	
4	文書 1	12 頁， 20 頁及び 64 頁の一部	自衛隊の警備に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の警備態勢及び能力が推察される。
	文書 5	6 頁， 8 頁， 20 頁， 24 頁（番号 3 欄に掲げる部分と同じ。）及び 39 頁の一部	
	文書 8	3 頁（10 月 24 日及び 11 月 26 日の内容欄）， 4 頁， 5 頁（2 月 21 日及び 4 月 12 日の内容欄）， 6 頁， 11 頁， 14 頁， 15 頁及び 16 頁（番号 3 欄に	

		掲げる部分を除く。)の一部	
	文書 9	3 頁, 4 頁 (1 1 月 1 1 日の内容欄) 及び 6 頁の一部	
	文書 1 1	3 頁 (4 月 2 日の内容欄) 及び 9 頁ないし 1 1 頁の一部	
	文書 1 2	8 頁の一部	
	文書 1 4	3 頁 (1 月 2 0 日の内容欄) の一部	
	文書 1 7	3 頁 (1 月 3 0 日, 2 月 1 2 日, 3 月 1 1 日の 2 行目 及び 3 月 1 7 日の内容欄) 及び 6 頁ないし 8 頁の一部	
	文書 1 9	3 頁 (1 月 2 9 日及び 2 月 5 日の内容欄) 及び 4 頁 (3 月 1 日, 3 月 1 2 日 及び 4 月 3 0 日の内容欄) の一部	
	文書 2 1	3 5 頁ないし 3 7 頁及び 6 1 頁の一部	自衛隊の警備に関する情報であり, これを公にすることにより, 海外派遣時における警備態勢及び能力が推察される。
	文書 2 5	2 0 頁, 3 5 頁, 9 5 頁, 9 7 頁, 1 8 4 頁, 1 8 6 頁ないし 1 9 0 頁, 1 9 1 頁 (5 月 9 日の内容欄の 1 行目及び 2 行目), 1 9 3 頁 (1 0 月 1 日の内容欄), 1 9 4 頁 (1 月 3 0 日の内容欄), 1 9 8 頁 (7 月 9 日及び 7 月 3 0 日の内容欄), 2 0 0 頁, 2 0 1 頁, 2 0 4 頁 (番号 7 欄に掲げる部分を除く。) 及び 2 0 8 頁の一部	
	文書 2 6	1 4 頁, 2 0 頁及び 4 0 頁の一部	
5	文書 1	6 8 頁の一部	

文書 2	8 頁の一部	システム等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の指揮・統制要領、手法及び内容が推察される。
文書 6	7 頁の一部	
文書 1 0	2 3 頁， 4 8 頁ないし 5 1 頁及び 5 7 頁の一部	
文書 1 2	6 頁及び 7 頁の一部	
文書 1 3 別冊第 1	1 1 枚目， 1 4 枚目， 1 8 枚目， 4 4 枚目， 4 6 枚目及び 5 3 枚目の一部	
文書 1 3 別冊第 2 - 1 (1)	2 8 枚目 (第 5 項の内容別欄) ， 3 3 枚目， 3 9 枚目， 4 0 枚目， 5 0 枚目， 5 7 枚目， 7 5 枚目， 1 3 9 枚目， 1 5 3 枚目， 1 7 5 枚目， 1 7 6 枚目及び 2 0 2 枚目の一部	
文書 1 3 別冊第 2 - 1 (2)	5 2 枚目及び 6 9 枚目の一部	
文書 1 3 別冊第 2 - 1 (4)	1 2 枚目， 1 7 枚目ないし 2 0 枚目， 2 3 枚目， 2 6 枚目， 2 8 枚目ないし 3 1 枚目， 3 7 枚目， 3 9 枚目， 4 0 枚目， 4 2 枚目， 4 3 枚目， 4 9 枚目及び 5 4 枚目の一部	
文書 1 3 別冊第 2 - 2	8 0 枚目の一部	
文書 1 3 別冊第 3	2 3 枚目ないし 2 9 枚目， 3 2 枚目， 3 4 枚目ないし 3 6 枚目， 7 6 枚目及び 1 3 3 枚目の一部	
文書 1 8	別冊の 1 8 頁ないし 2 1 頁， 2 4 頁， 2 5 頁及び 4 9 頁ないし 5 2 頁の一部	
文書 1 9	4 0 頁の一部	

	文書 2 4	1 8 頁ないし 2 6 頁, 3 3 頁 (4 月教訓・提言の反映状況のうち, 1 行目及び 2 行目) ないし 3 5 頁, 4 0 頁ないし 4 3 頁及び 5 0 頁の一部	
	文書 2 7	1 6 頁ないし 1 9 頁 (状況等) の一部	
6	文書 3	9 頁の一部	自衛隊の情報業務に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の情報関心及び情報業務に関する能力が推察される。
	文書 1 0	3 4 頁の一部	
	文書 1 3 別冊第 2 - 1 (1)	4 6 枚目ないし 4 8 枚目の一部	
	文書 1 8	別冊の 2 2 頁及び 2 3 頁の一部	
	文書 2 2	6 頁の一部	
	文書 2 5	6 4 頁及び 6 5 頁の一部	
	文書 2 8	1 0 頁及び 2 0 頁の一部	
7	文書 4	3 頁及び 4 頁の一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の能力及び練度が推察される。
	文書 1 4	3 頁 (1 1 月 1 5 日及び 1 2 月 2 4 日ないし 1 2 月 2 7 日の内容欄) の一部	
	文書 1 6	3 頁 (1 0 月 1 日, 1 1 月 7 日及び 1 2 月 2 6 日の内容欄) の一部	
	文書 1 8	別冊の 4 1 頁及び 4 2 頁の一部	
	文書 1 9	3 頁 (1 2 月 7 日, 1 2 月 1 2 日及び 1 2 月 1 6 日の内容欄) の一部	
	文書 2 1	4 7 頁ないし 4 9 頁の一部	
	文書 2 2	3 頁の一部	
	文書 2 5	8 5 頁, 8 6 頁, 1 9 1 頁 (番号 4 欄に掲げる部分を除く。), 1 9 3 頁 (1 1 月 7 日の内容欄), 1 9 4	

		頁（番号4欄に掲げる部分を除く。）、200頁（番号4欄に掲げる部分と同じ。）、201頁（番号4欄に掲げる部分と同じ。）及び204頁（12月7日の内容欄のうち、3行目）の一部	
8	文書13別冊第2-1(2)	63枚目ないし65枚目の一部	自衛隊の現有装備品の機能及び性能に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察される。
	文書13別冊第2-2	37枚目の一部	
	文書13別冊第3	83枚目及び89枚目ないし91枚目の一部	
	文書21	31頁の一部	
	文書25	40頁の一部	
	文書26	11頁の一部	
9	文書21	53頁ないし56頁及び60頁の一部	自衛隊の施設に関する情報であり、これを公にすることにより、当該施設の警備上の弱点等が推察される。